

秀明大学情報セキュリティインシデント対応チーム設置規程

令和4年10月 6日
学校法人 秀明学園

第一条（目的）

本規程は、秀明大学（以下、「本学」という。）における情報セキュリティインシデント対応チーム（以下、「CSIRT」という。）の設置に必要な事項を定め、本学に関わる情報セキュリティインシデントへの適切な対応のための体制の構築を行うことを目的とする。

第二条（適用範囲）

本規程は、秀明大学 CSIRT（以下「本学 CSIRT」という。）を対象とする。

第三条（用語）

本規程で用いる用語は、「秀明大学情報セキュリティ対策基本規程」第三条に定めるところによる。

第四条（本学 CSIRT の設置）

全学総括責任者は、本学に CSIRT を組織し、CSIRT 実施責任者を指名する。

- 2 全学総括責任者は、CSIRT 実施責任者とともに CSIRT を構成する構成員を専任する。
- 3 全学総括責任者は、CSIRT の活動が円滑に行えるよう、予算措置や適切な権限委譲を含めた環境を整備行う。
- 4 部局総括責任者は、本学 CSIRT と連携して、情報セキュリティインシデントの発生に備えた連絡、報告、情報集約及び被害拡大防止のための緊急対応に必要な体制を整備する。

第五条（本学 CSIRT の役割）

全学実施責任者は、情報セキュリティインシデントに備えた体制における本学 CSIRT の役割として、次に示す各項を含む業務内容を規定する。

- 一 本学における情報セキュリティインシデントの報告窓口として、学内からの情報セキュリティインシデントの可能性のある事象に関する情報を受け付けるとともに、本学情報ネットワークの監視に関する情報も活用することにより、情報セキュリティインシデントに関する事象の正確な把握に努める。
- 二 情報セキュリティインシデントに関する外部機関との連絡窓口（PoC：Point of Contact）機能を、本学の総務部門や広報部門と連携して提供する。
- 三 情報セキュリティインシデントの発生時に、必要に応じて被害の拡大防止、復旧及び再発の防止にかかる技術的支援や助言を行う。

第六条（CSIRT 業務の外部委託）

全学実施責任者は、本学 CSIRT の業務の一部を外部委託する場合、委託にあたり秀明大学情報セキュリティ対策基準に加えて、次に示す事項が本学の要求水準を上回ることを確実にする。

- 一 定期報告の頻度と報告内容
- 二 夜間及び休日におけるサービス内容
- 三 インシデント発生時の初動対応に関するサービス内容
- 2 CSIRT 実施責任者は、外部委託先からの報告内容を本学 CSIRT 内で共有する。

令和4年10月 6日 施行